# 焼却灰等の放射能測定結果 (平成26年7月分)

1 北清掃工場 (単位: Bq/kg)

試 料 名	採取日	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137	放射性 セシウム合計	
焼却主灰	7月10日	3 3	9 4	1 2 7	
焼却飛灰固化物	7月10日	9 7	280	3 7 7	

**2** 新港清掃工場 (単位: Bq/kg)

試 料 名	採取日	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137	放射性 セシウム合計
焼却主灰	7月16日	2 3	7 4	9 7
焼却飛灰	7月16日	1 1 0	3 3 0	4 4 0
溶融スラグ	7月16日	不検出	不検出	不検出
溶融飛灰固化物	7月 2日	4 5 0	1, 300	1, 750
溶融飛灰固化物	7月16日	3 8 0	1, 100	1, 480

## (参考)

- ・焼却主灰 焼却炉の底から排出される燃えがら
- ・焼却飛灰 焼却炉の排ガスに含まれるばいじんをろ過式集じん器で捕集したもの
- ・溶融スラグ

焼却灰及び焼却飛灰を約1,300度以上の高温で溶融し、冷却固化してできるガラス質の物質

・焼却及び溶融飛灰固化物

焼却飛灰及び溶融飛灰を埋立処分するため、薬剤処理及びコンクリート固化したもの

※北谷津清掃工場については定期修繕中で停止しているため、測定しておりません。

### 国が示す指定廃棄物の指定基準

≦ 8000 (Bq/kg) ※基準値を超えるものについては、指定廃棄物として国が処理を行う。

#### 3 新港清掃工場(排ガス)

採取媒体	採取日	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137
円筒ろ紙	7月16日	不検出	不検出
ドレン部	7月16日	不検出	不検出

- ※排ガスは採取媒体により、排ガス中のガス状及び粒子状の放射性物質を捕集し、分析しています。
- ※検出下限濃度は環境省「放射能濃度等測定方法ガイドライン(平成23年12月第1版)」に基づき設定しています。(ろ紙部、ドレン部ともに2Bq/m³N。)

(単位: Bq/m N)

(単位: Bq/Q)

※「不検出」とは、本分析における放射性物質濃度の検出下限濃度を超えないことを意味します。

## 国が示す大気中の排ガスに含まれる事故由来放射性物質濃度管理基準

$$\frac{t \dot{\nu} \dot{\nu} \dot{\rho} \dot{\Delta} \, 134 \, O \ \& \ E (Bq/m \, 3)}{20 (Bq/m \, 3)} + \frac{t \dot{\nu} \dot{\nu} \dot{\rho} \dot{\Delta} \, 137 \, O \ \& \ E (Bq/m \, 3)}{30 (Bq/m \, 3)} \leq 1 \ (※3か月間の平均濃度)$$

#### 4 新港清掃工場(排水)

試 料 名	採取日	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137
放流水	7月16日	不検出	不検出

- ※検出下限濃度は環境省「放射能濃度等測定方法ガイドライン (平成23年12月第1版)」に基づき設定しています。(10~20Bq/0)
- ※「不検出」とは、本分析における放射性物質濃度の検出下限濃度を超えないことを意味します。

### 国が示す公共水域中の排水に含まれる事故由来放射性物質濃度管理基準

$$\frac{\text{セシウム }134\,\textit{の濃度(Bq/l)}}{60(\text{Bq/l})}$$
 +  $\frac{\text{セシウム }137\,\textit{の濃度(Bq/l)}}{90(\text{Bq/l})}$   $\leq$  1 (※3か月間の平均濃度)